

振り込め詐欺被害者救済法への対応について

豊橋信用金庫（理事長 吉川一弘）は、振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）の施行を踏まえ、振り込め詐欺等により当金庫の口座に犯罪被害資金を振り込んだ方からの照会・相談をお受けいたします。

振り込め詐欺救済法について

振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）は、振り込め詐欺等の犯罪により金融機関の不正利用口座に振り込まれ、滞留している犯罪被害資金を、被害にあった方にお返しすることを骨子とする法律です。

被害にあわれた方へ（当金庫の口座へ振込みをされた方）
当金庫では、下記の窓口で被害にあわれた方の紹介や受付を行っています。

お問い合わせ窓口

名称	豊橋信用金庫 業務部
住所	〒440 - 8603 豊橋市小畷町 579 番地
電話番号	0532 - 57 - 7109
受付時間	月曜日～金曜日（除く祝日、振替休日） 午前 9：00～午後 5：30

犯罪被害資金の失権、分配金支払いのための公告は預金保険機構にて行っています。預金保険機構の公告に関する照会は以下のホームページをご覧ください。

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>